

○精神障害者の交通運賃割引制度について

1 川崎市内公共交通機関等における障害者の交通運賃割引の状況

【表 1】

		身体障害者	知的障害者	精神障害者
1	J R・民営鉄道	○	○	×
2	航空運賃	○	○	×
3	乗合バス運賃割引	○	○	×
4	有料道路通行料金割引	○	△	×
5	タクシー料金割引 (※)	○	○	○

(○該当、△一部該当、×非該当)

※ (社) 神奈川県タクシー協会及び神奈川県個人タクシー事業連合会加盟各タクシー

※全国的には精神障害者に運賃割引を適用している公共交通事業者は、
 鉄道約 37%、乗合バス約 34%、船舶約 15%、タクシー約 41%
 (平成 27 年 3・4 月時点 国土交通省による)

2 県内政令指定都市による精神障害者交通運賃助成制度 (自治体単独事業) の状況

【表 2】

	自治体	内容
1	横浜市	・福祉特別乗車券 (市営バス・地下鉄全線、金沢シーサイドライン全線及び市内を運行する民営バス) ※利用者負担金 年額 1,200 円 ・福祉タクシー利用券の交付【1 級】 (いずれかを選択)
2	相模原市	・交通費助成 (タクシー券・ガソリン券)【1, 2 級】
3	川崎市	・ふれあいフリーパス (市営バス・民営バス) ・重度障害者福祉タクシー利用券交付【1 級】 (いずれかを選択)

ふれあいフリーパス

(1) 概要

障害者の移動手段の確保対策として、障害者の社会的活動を促進することを目的に、障害者手帳所持者を対象にフリーパスを交付するもの。

乗車時にフリーパスの提示により、川崎市内の路線バスの乗車が無料となる。

(2) 利用区間

○ 利用できる路線

- ・川崎市内を運行する路線バス
- ・川崎市内と市外をまたいで運行する路線バスで、乗降のどちらかが川崎市内路線の停留所の場合
- ・ワンコインバス（川崎駅～川崎病院）

(3) ふれあいフリーパスの対象者

交付対象者	要件
身体障害者手帳	1 級～4 級 5 級、6 級で社会福祉施設等に通所されている方
療育手帳	A1、A2、B1 B2 で社会福祉施設等に通所されている方
精神障害者保健福祉手帳	1 級～3 級

重度障害者福祉タクシー利用券

(1) 概要

歩行困難な重度障害者に対し、タクシー等の運賃を一部助成する福祉タクシー利用券 1 人あたり月 7 枚（週 3 回以上人工透析で通院している腎臓機能障害の方には、1 人あたり月 1 4 枚）を交付するもの。

(2) 対象者

交付対象者	要件
身体障害者手帳	1 級又は 2 級の下肢、体幹、視覚及び内部障害者
療育手帳	知能指数が 35 以下と判定された知的障害者 知能指数が 50 以下と判定された知的障害者で、かつ身体障害者 3 級の下肢、体幹、視覚及び内部障害者
精神障害者保健福祉手帳	1 級の精神障害者（平成 24 年 10 月から）

3 精神障害者交通運賃割引制度に関する本市の動き

(1) 大都市衛生主管局長会議要望書（平成27年7月）

15 精神保健福祉施策の充実強化について

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 精神障害者の社会復帰及び自立生活の基盤の確保と社会参加を推進し、知的・身体障害者との格差を是正するため、JR等の公共交通運賃割引制度、有料道路料金及びゆうメール料金等の割引制度の対象範囲の拡大等、精神障害者保健福祉手帳による福祉施策の整備・充実を図ること。(以下略)

(2) 21 大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議要望書（平成27年7月）

11 精神障害者に対する福祉施策の充実について

- (1) 精神障害者に対する鉄道、航空、バス等公共交通機関及び有料道路の割引制度の早期実現・充実が図られるよう国土交通省等に強く働きかけていただきたい。なお、割引制度の実施に当たっては、身体障害者・知的障害者への割引制度と同様の内容とし、公共交通事業者の責務として実施されるよう、国土交通省と十分に連携して各関係事業者へ周知徹底していただきたい。
- (2) (略)

(3) 大都市精神保健福祉主管課長会議要望書（平成27年7月）

21 精神障害者保健福祉手帳による福祉支援策の充実について

精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加を促進するため、身体障害者・知的障害者施策と同様に、各種公共料金及び鉄道旅客運賃や航空運賃、一般乗合自動車運賃、各旅客船運賃、タクシー運賃、有料道路料金等の割引制度の対象範囲の拡大について、関係省庁や関係の団体に要請され、精神障害者保健福祉手帳による福祉支援策の整備・充実を図るよう要望します。